

8. 各種割引・減免・その他の支援

くわしくは、各関係機関にお問い合わせください。

制度・問い合わせ先	内 容			その他	
駐車規制制度 —問合せ先— 福島警察署 交通第一課 522-2121	歩行困難な身体障がい者等に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止規制の適用から除外します。 対象となる方の条件、申請書類等については警察署にお問い合わせください。				
JRの旅客運賃割引 —問合せ先— JR東日本テレホンセンター 050-2016-1600 詳細はお問い合わせください。	障がい者や介護者がJR線を利用する場合、運賃が割引になります。 乗車券購入の際、身体障害者手帳又は療育手帳を窓口に提示してください。 ※12歳未満の小児定期乗車券は割引されません。				
	第1種	乗車券種類	対象者	割引率	制限距離
		普通乗車券	本人のみ乗車	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合
		定期乗車券 回数乗車券 急行券 (特急券を除く)	介護者と共に乗車	本人・介護者共に5割引	なし
第2種	普通乗車券	本人のみ乗車	5割引	片道の営業キロが100Kmを超える場合	
福島交通飯坂線運賃割引 —問合せ先— 福島交通 558-4611 詳細はお問い合わせください。	※駅窓口または車内の車掌に、身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して割引となります。	障がいの種類	対象者	割引率	大人140円 子供70円 が最低運賃としてかかります。
	身体障害者手帳	本人と介護者	5割引		
	療育手帳	本人と介護者	5割引		
阿武隈急行線運賃割引 —問合せ先— 阿武隈急行(株) 577-7132 詳細はお問い合わせください。	※料金所において、身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引となります。	障がいの種類	対象者	割引率	
		身体障害者手帳第1種	本人と介護者	5割引	
		身体障害者手帳第2種	本人のみ	5割引	
		療育手帳A	本人と介護者	5割引	
		療育手帳B	本人のみ	5割引	
航空旅客運賃割引 —問い合わせ先— 各航空会社支店・営業所及び指定代理店 詳細はお問い合わせください。	本人と介護者一人の運賃割引 第1種身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障がい者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記入されている者)及び第1種知的障がい者が介護者と共に利用する場合			※身体障害者手帳又は療育手帳を発売窓口に提示してください。 12歳未満は対象外(子ども料金が適用されるため)	
	本人のみの運賃割引 第1種身体障がい者若しくは第2種身体障がい者(身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障がい者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第2種と記入されている者)又は第1種知的障がい者若しくは第2種知的障がい者が単独で利用する場合				

制度・問い合わせ先	内 容			その他												
<p>バス運賃割引</p> <p>—問合せ先— 福島交通 533-2132</p> <p>詳細はお問い合わせください。</p>	<p>障がい者がバス（福島交通）を利用する際、運賃が割引になります。乗車の際、手帳を提示してください。なお、高速バスは割引の適用とならない場合があります。詳細はお問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="459 309 1233 533"> <thead> <tr> <th>障がいの種類</th> <th>対象者</th> <th>普通運賃</th> <th>定期運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者手帳</td> <td>本人と介護者</td> <td rowspan="3">5割引</td> <td rowspan="3">3割引</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>本人と介護者</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>本人と介護者</td> </tr> </tbody> </table>			障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃	身体障害者手帳	本人と介護者	5割引	3割引	療育手帳	本人と介護者	精神障害者保健福祉手帳	本人と介護者	
障がいの種類	対象者	普通運賃	定期運賃													
身体障害者手帳	本人と介護者	5割引	3割引													
療育手帳	本人と介護者															
精神障害者保健福祉手帳	本人と介護者															
<p>有料道路の通行料金の割引</p> <p>—問合せ先— NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024-024</p> <p>有料道路ETC割引登録係 045-477-1233</p> <p>—申請先— 福島市役所 障がい福祉課</p>	<p>身体障がい者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障がい者若しくは療育手帳A所持者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、利用料金が50%割引となります。該当要件、申請に必要なものを下記によりご確認ください。 ※福祉事務所（福島市役所障がい福祉課）で事前に申請が必要です。 ※登録した車両に乗車しているときのみ割引が適用されます。</p> <p style="text-align: center;">50%割引</p> <p>○対象者・運転者・・・1種 ⇒ 運転者制限なし 2種 ⇒ 本人運転の場合のみ ○台数・・・障がい者1人につき1台のみ ○車の所有者・・・本人又は本人の親族等</p> <p>申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●手帳 ●車検証 ●運転免許証（2種の場合） ●ETCカード（手帳所持者本人名義のもの、手帳所持者が20歳未満の場合は親権者または後見人名義でも可） ●ETC車載器セットアップ申込書・証明書 <p>※原本確認となります。（コピー不可） ※くわしくは、NEXCO東日本お客さまセンターへお問い合わせください。</p>			<p>ETCを利用する場合 事前に登録されたETCカードを車載器に挿入し、通行してください。</p> <p>ETCを利用しない場合 料金所係員に手帳を提示してください。</p>												
<p>NHK放送受信料の免除</p> <p>—問合せ先— NHK受信料関係 NHK放送局 526-4623</p> <p>—申請先— 福島市役所 障がい福祉課 各支所窓口</p>	<p>条件</p> <p>障がい者のいる世帯に対して、放送受信料が免除されます。減免額には2種類あります。</p> <p>全額免除 → 身体障害者手帳所持者がいる非課税世帯 知的障害者手帳所持者がいる非課税世帯 精神障害者手帳所持者がいる非課税世帯</p> <p>半額免除 → 契約者が視覚・聴覚障がい者（1～6級）で世帯主 契約者が重度の身体障がい者（1・2級）で世帯主 契約者が重度の知的障がい者（A）で世帯主 契約者が重度の精神障がい者（1級）で世帯主</p> <p>申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請書 ●手帳 ●印かん 			<p>減免の決定は、NHKで行っておりますので、くわしくはNHKにご確認ください。</p>												

制度・問い合わせ先	内 容	
<p>郵便料金の減免</p> <p>—問合せ先—</p> <p>日本郵便(株) お客様サービス相談センター 0120-23-28-86</p> <p>日本郵便(株) 福島中央郵便局 533-1207</p>	<p>※特定録音物等郵便物は、郵便事業会社が指定する施設の発受するものに限り ます。 ※心身障がい者用ゆうメールは、身体に重度の障がいがある人又は知的障がいの 程度の重い人と一定の図書館との間で発受するものに限り ます。 ※聴覚障がい者用ゆうパックは、聴覚に障がいがある人と郵便事業会社が指定する 施設との間で発受するものに限り ます。</p> <p>点 字 郵 便 物 (3kgまで)</p> <p>特 定 録 音 物 等 郵 便 物 (3kgまで)</p> <p>心身障がい者用ゆうメール (3kgまで)</p> <p>聴覚障がい者用ゆうパック (3kgまで)</p> <p>点 字 ゆ う パ ッ ク (3kgまで)</p> <p>上記点字ゆうパックで 3kgを超えるもの</p>	<p>無料</p> <p>※ただし、特殊取扱とす る場合はその特殊取 扱料のみを収納する</p> <p>ゆうメールの基本料金 の半額</p> <p>ゆうパック特別料金の 半額</p> <p>※特定録音物等郵便物は、郵 便事業会社の指定する施 設と発受するものに限り ます。</p> <p>※聴覚障がい者用ゆうパッ クは郵便事業会社の指定 する施設と発受するもの に限り ます。</p>
制度・問い合わせ先	内 容	その他
<p>青い鳥郵便葉書の無償配布</p> <p>—問合せ先—</p> <p>日本郵便(株) お客様サービス相談センター 0120-23-28-86</p>	<p>青い鳥を施した専用封筒に通常郵便葉書(無地・インクジェ ット紙またはくぼみ入りに限り ます)をお入れして無料で配布して います。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の身体障がい者(1級または2級の方) ・重度の知的障がい者(療育手帳に「A」または「1 度」「2度」と表記されている方) 	<p>受付期間、申し 込み方法等く わしくは日本 郵便(株)にご 確認ください。</p>
<p>身体障がい者等による簡易 保険の保険料払込免除制度</p> <p>—問合せ先—</p> <p>(株)かんぽ生命保険 かんぽコールセンター 0120-552-950</p>	<p>被保険者がご加入後または復活後(かんぽ生命契約は責任開始 後)不慮の事故によって傷害を受け、その傷害を直接の原因とし て被害の日から180日以内に約款に定める身体障がいの状態に なったときは、将来の保険料の払込が免除となります。</p>	<p>申し込み方法 等くわしくは (株)かんぽ生 命保険または 郵便局窓口で ご確認ください。</p>
<p>NTT無料番号案内 (104)</p> <p>—問合せ先—</p> <p>NTT東日本ふれあい案内 0120-104-174</p>	<p>利用の際には、事前に申し込みが必要となります。</p> <p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者(1～6級) ・肢体不自由(上肢、体幹1・2級) ・脳病変運動機能障害1・2級 ・知的障がい者 ・精神障がい者 	<p>申し込み方法 等くわしくは NTTにご確 認ください。</p>
<p>市営住宅の申し込み</p> <p>—問合せ先—</p> <p>福島市役所建築住宅課 住宅管理係 525-3757</p>	<p>1～4級の身体障がい者の方、1～2級の精神障がい者の方ま たは同程度の知的障がい者の方がいる世帯は、市営住宅の入居申 し込みの際、一般世帯よりも入居収入基準が緩和されます。</p>	<p>市営住宅の入 居資格等につ いては建築住 宅課までお問 合せください。</p>

制度・問い合わせ先	内 容	その他
<p>選挙での投票方法</p> <p>—問合せ先— 福島市選挙管理委員会 事務局 525-3777</p>	<p>①郵便等(在宅)投票・・・障がいの種類・程度により、郵便での不在者投票を行うことができます。 ※事前に申請をして「証明書」の交付を受ける必要があります。</p> <p>郵便等投票のできる方 福島市の選挙人名簿に登録されている方で、下記のいずれかに該当する方</p> <p>【身体障害者手帳をお持ちの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●両下肢・体幹・移動機能 …… 1級～2級 ●心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・・・1級又は3級 ●免疫機能・肝臓 …… 1級～3級 <p>【介護保険の被保険者証をお持ちの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●要介護5 <p>※戦傷病者手帳をお持ちの場合は、お問合せください。</p> <p>代理記載のできる方 郵便等投票のできる方で、かつ下記の障がいに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上肢又は視覚 …… 1級 <p>②施設での不在者投票・・・指定された医療機関等に入院・入所中の場合、その施設内で不在者投票を行うことができます。</p> <p>③点字投票・・・視覚障がい者で点字を打てる方は、点字で投票を行うことができます。</p>	
<p>生活福祉資金の貸付け</p> <p>—問合せ先— 福島市社会福祉協議会 533-8877</p>	<p>低所得世帯、障がい者世帯（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の属する世帯）または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とします。 *担当民生委員を經由して社会福祉協議会へ申込みをする。 福島県社会福祉協議会において貸付審査がされます。</p>	<p>相談・受付等の窓口については、福島市社会福祉協議会までお問い合わせください。</p>
<p>あんしんサポート</p> <p>—問合せ先— 福島市社会福祉協議会 533-3341</p>	<p>障がいのある方などを対象として、福祉サービスの利用や生活に必要なお金の出し入れ等を公的な制度でお手伝いする事業です。</p> <p>利用できる人 知的・精神障がい者など判断能力が十分でない方。 ※施設や病院に入所、入院している方でも利用できます。</p>	<p>利用については、福島市社会福祉協議会までお問い合わせください。</p>
<p>タクシー運賃割引</p> <p>—問合せ先— 福島地区ハイヤータクシー協同組合 533-3113 または 各タクシー会社</p>	<p>身体障がい者・知的障がい者が、ハイヤータクシー協同組合加盟のタクシーを利用する際に、運賃が割引になります。 乗車の際、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。</p> <p style="text-align: center;"> 割引率 1割引 </p>	
<p>携帯電話割引</p> <p>—問合せ先— 各携帯電話会社まで</p>	<p>各会社ごとに手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）に対する割引サービスがあります。 各社適用要件やサービス内容が異なりますので、詳細については、各社店頭窓口等でご確認ください。</p>	